

納税協会 ニュース



キンギョソウ

9

平成13年 9 月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
財団法人 納税協会連合会 FAX 06-6135-4056 ()納税協会ホームページURL <http://www.nouzeikyokai.or.jp>

公認会計士・税理士 池田博義

証券税制改正要望

—— 金融庁

金融庁の証券税制改正要望の概要が明らかになりました。

金融庁は税制改正により株式譲渡益課税、配当課

税における負担の軽減を図って、証券市場の活性化につなげたい考えです。

【金融庁の証券税制改正案の概要】

〈株式譲渡益課税〉

●申告分離課税の税率引下げ

→現行の26%から20%以下に引き下げる。

●源泉分離課税の存続

→平成15年3月末まで2年先送りした源泉分離課税の廃止期限をさらに当分の間、延期する。代わりに、源泉分離課税の税率について現行の1.05% (売却価額×1.05%) から2%程度へ引き上げることを検討する。

●譲渡損失 (売却損失) の繰越控除

→株式の売却損失を翌年以降に繰り越して譲渡益 (売却益) と相殺できる制度を導入する。

●長期保有株式の少額譲渡益非課税制度 (100万円控除) の恒久化

→平成15年3月末までの時限措置とされている

少額譲渡益非課税制度を恒久措置とする。

●少額申告不要制度の創設

→株式譲渡益 (売却益) が少額の場合は所得としての申告を免除する。

【配当課税】

●申告不要の少額配当所得の上限を引上げ

→現行1銘柄当たり年10万円以下の上限を年20万円以下程度に引き上げる。

平成13年分路線価等公表

～平均6.2%の下落

—— 国税庁

国税庁は8月3日、平成13年分の路線価及び評価倍率を全国の国税局、税務署で公表しました。

公表された路線価及び評価倍率は、平成13年分の相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額を算定するための基準となるものです。

この路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額及び不動産鑑定士の地価事情精通者の意見価格等を基として、地価公示価格と同水準の価格の80%程度で評価されています。

国税庁の取りまとめによると、平成13年分の宅地に係る標準地 (40万地点) の路線価等の評価基準額の全国平均の変動率は6.2%の下落となっています。

地域別では東京圏で5.7%の下落、大阪圏で9.8%の下落、名古屋圏で4.2%の下落、地方圏でも5.3%の下落と各圏域とも下落となっています。

延滞税が免除される人による事故等を明文化

—— 国税庁

国税庁は6月22日、新規の法令解釈通達として「人による異常な災害又は事故による延滞税の免除について (徴管2-35他9課共同)」を発遣しました。

延滞税の免除ができる場合として国税通則法で定められている「人による異常な災害又は事故」が具体的に何を指すかを明文化したものです。

本通達では「人による異常な災害又は事故」には次のような場合が該当することとされています。

- ① 誤指導
- ② 申告書提出後における法令解釈の明確化等
- ③ 申告期限時における課税標準等の計算不能
- ④ 振替納付に係る納付書の送付漏れ等
- ⑤ その他類似事由

通達では、それぞれの項目について具体的な要件

ワンポイント

永年勤続表彰に係る源泉所得税

税理士 岸田 光正

1 永年勤続に係る記念品に対する課税

会社が永年勤続者に対して表彰を行い、その記念として記念品を支給したり、旅行・観劇に招待したりする場合があります。

この記念品などの支給に係る利益については、給与の一部という考え方もありますが、一種の儀礼的な支給であり、このようなものについてまで課税を行うことは、社会通念上妥当でないという配慮から、次の要件をいずれも満たしている場合には、課税しないこととされています。

- ① その受ける利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- ② その表彰が、おおむね10年以上の勤続者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

①の「社会通念上相当」と認められる金額ですが、勤続20年の永年勤続者に10万円相当の旅行クーポン券を支給する程度であれば「社会通念上相当」と認められる金額に該当するものと思われます (なお、旅行クーポン券による場合、次の2で述べる一定要件を満たす必要があります)。

2 記念品等の支給に係る注意事項

この永年勤続に係る記念品等の支給に関し、注意をし

なければならない事項として次のようなものがあります。

(1) 現金で支給する場合

課税が行われないのは、記念品の支給や旅行・観劇への招待などの経済的利益に限られています。

したがって、記念品に代えて現金を支給したり、商品券や株券のような換金性の高いものを支給した場合には給与として課税されることとなります。

(2) 記念品を自由に選択できる場合

永年勤続者が百貨店や通販業者などのカタログの中から記念品を自由に選択できるような支給方法をとる場合も、現物を支給するというよりも、実質的には現金を支給するのと同様の効果をもたらすことになるため、給与として課税されることとなります。

(3) 旅行クーポン券を支給する場合

永年勤続記念として、会社が直接旅行に招待するのではなく、旅行クーポン券を永年勤続者に支給する場合があります。

一般的に、旅行クーポン券は有効期限もなく、所定の手数料を支払えば換金が自由であり、実質的に現金を支給したのと同様であることから、旅行クーポン券を支給した場合も原則として給与として課税されることとなります。

ただし、①その旅行クーポン券を交付してから相当の期間内 (おおむね1年以内) に旅行をし、かつ、②その旅行の事実を確認できる書類 (旅行日、旅行先、旅行社への支払額などが明らかになるもの) を備えている場合については、課税しないこととされています。